

土地使用貸借契約書

貸主 (以下「甲」という。) と借主 十日町市 (以下「乙」という。) とは、土地の使用貸借について、次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、末尾記載の土地 (以下「土地」という。) を無償で乙に貸し付ける。

第2条 乙は、土地を合併処理浄化槽の敷地として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

第3条 土地の使用貸借期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。ただし、期間満了の場合、甲または乙からこの契約解除の申込みがないときは、この契約は更に10年間継続するものとする。

2 前項ただし書きの規定は、前項の規定により継続された契約をさらに継続する場合について準用する。

第4条 乙は、土地を善良な管理者の注意をもって維持管理しなければならない。

第5条 土地にかかる公租公課は、甲の負担とする。

第6条 甲は、この契約期間中に土地を第三者に譲渡するときは、当該第三者にこの契約に定める乙の権利及び義務を承継させるとともに、あらかじめ乙に通知するものとする。

第7条 乙は甲の承諾を得ずに土地の使用貸借権を第三者に譲渡し若しくは転貸し、土地の使用目的を変更してはならない。

第8条 乙は、土地の現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承諾を受けなければならない。

第9条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約期間中であってもこの契約を解除することができるものとする。

- (1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
- (2) 乙が、借り受け土地を不要となったとき。

第10条 乙は、期間が満了したとき又は前条の規定によりこの契約を解除したときは、土地を原状に回復して甲に返還しなければならない。ただし甲が原状に復する必要ないと認めたときはこの限りではないものとする。

第11条 次の各号の一に該当するときは、第三者の介入することなく甲、乙協議のうえ決定する。

- (1) この契約条項の変更を必要とするとき。
- (2) この契約条項の解釈について疑義を生じたとき。
- (3) この契約に定めのない事項について。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印のうえ、その1通を保有する。

平成 年 月 日

貸主(甲) 住所 十日町市
番地
氏名 ㊞

借主(乙) 住所 十日町市千歳町3丁目3番地
番地
氏名 十日町市長 関口芳史 ㊞

土地の表示

十日町市

区域名	地番	地目	地積(m ²)	摘要
	番			
	番			
合計	筆			